

II 秘密意匠期間変更請求書

意匠法第14条第3項の規定による秘密にすることを請求した期間を延長し又は短縮することの請求は意施規様式第10によりしなければなりません。

1. 秘密意匠期間変更請求書の作成要領

意施規様式第10（第11条関係）

【書類名】	秘密意匠期間変更請求書
（【提出日】	平成 年 月 日）
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	
【請求人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【代表者】	← ⑩ 又は 識別ラベル
【代理人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	⑩ 又は 識別ラベル
【請求の内容】	
【提出物件の目録】	

代理人手続のときは、法人にあつては【代表者】の欄、並びに本人の印及び識別ラベルは不要です。

〔備考〕

- 1 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」の欄には、「意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」のように出願の番号を記載する。ただし、出願番号の通知がされていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「平成何年何月何日提出の意匠登録願」のように出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。審判に係属中のものについては「【事件の表示】」の欄に「【審判番号】」の欄を設け「不服〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」のように審判の番号を記載し、かつ、「【出願番号】」の欄に、出願の番号を記載する。登録後に請求するときは、「【事件の表示】」の欄に「【登録番号】」の欄を設け、「意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のように意匠登録の番号を記載し、かつ、「【出願番号】」の欄には、出願の番号を記載する。
- 2 「【請求人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 3 「【請求の内容】」の欄には、意匠を秘密にすることを請求する期間について、変更後の期間を記載する。
- 4 その他は、様式第1の備考9、15、様式第2の備考1から4まで、10、13、15、17、21、23及び32から36まで並びに様式第3の備考2と同様とする。